

地震・津波編附編
南海トラフ地震に係る
周辺地域としての対応計画

《目 次》

第1節 計画策定の趣旨-----	5
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応-----	6
第3節 南海トラフ地震発生後の対応-----	8

第1節 計画策定の趣旨

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性のある地震とされ、本市では東海地震に係る周辺地域としての対応計画を定め、東海地震に備えてきたところである。

しかし、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年9月26日公表）において、確度の高い地震予測は困難であるとの知見が示され、これを踏まえ政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行うとともに、新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととし、一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震について、平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用を開始し、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

本市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当しないが、南海トラフ地震に伴う本市の震度は最大5強程度と予想されているため、南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う社会的な混乱も懸念されている。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画を策定する。

ただし、基本的な防災活動に関する内容は本編の内容と重複するため、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心に簡潔に示すこととする。

なお、これまでの「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の新たな防災対応を定めた際に、必要な修正を行う場合があることから資料編2に保持する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震関連報の種類と対応

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。

■南海トラフ地震関連報の種類と対応

情報名・発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件 ▶南海トラフ地震防災対策推進地域での防災対応	
南海トラフ地震臨時情報	地震発生等から5～30分程度	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 ▶日頃からの地震への備えを再確認する等
		巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合 ▶日頃からの地震への備えを再確認する等 ▶地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ▶地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
南海トラフ地震関連解説情報	(調査終了)	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 ▶大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

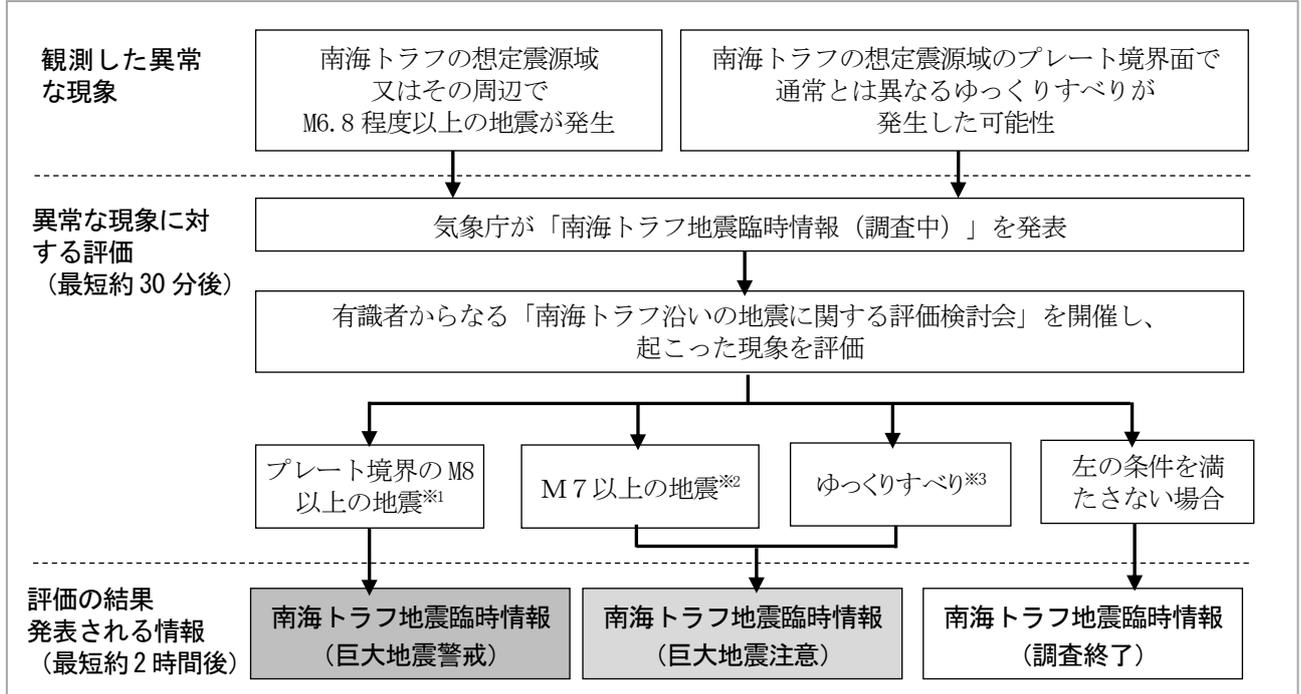
※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは以下のとおりである。

■異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第3節 南海トラフ地震発生後の対応

1 活動体制	各部・各班
2 災害時の広報	シティプロモーション班

1 活動の体制

(1) 「調査中」又「巨大地震注意」は時の活動体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたときは、注意配備を発令する。

(2) 「巨大地震警戒」時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときに、第一配備（自動配備）を発令し災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の内容は、地震・津波編 第3章「災害応急対策計画」第1節「災害対策本部活動」1「災害対策本部」に準じる。

イ 災害対策本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報（終了）が発表されたときは、災害対策本部及び非常配備を廃止する。

2 災害時の広報

南海トラフ地震関連情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を用いて、混乱防止と災害予防に主眼を置いて、住民等への広報活動について定める。なお、活動の詳細は、地震・津波編 第3章「災害応急対策計画」第2節「情報収集・伝達体制」5「災害時の広報」に準ずる。

(1) 地震に関する一般的知識

ア 南海トラフ地震関連情報の意味等

イ 予想される地震が発生した場合の影響度等

(2) 住民、事業所等が地震発生までに具体的に実施できる予防措置と行動の指針

(3) その他必要な事項

■南海トラフ地震関連情報の発表時に広報する主な内容

混乱縮小のための情報	ア 住民が状況を判断できるための情報 ① 南海トラフ地震関連情報の内容 ② 流言飛語の打ち消し イ 住民等の災害予防措置の呼びかけ ① 出火予防の呼びかけ（消火器の点検） ② 家具等の転倒防止措置を行うこと ③ 倒壊、転倒、落下、崩落等の危険がある建物や場所に近寄らないこと ④ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること ⑤ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること ⑥ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること
生活関連情報	ア 交通・道路情報 ① 鉄道・バス等の運行情報（県内沿岸部など） ② 道路情報（県内沿岸部の交通規制・渋滞情報）